

県本部各課長  
県下各警察署長 殿

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

宮本生企第464号  
令和5年3月22日  
生活安全部長

特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付要綱に係る事務処理要領の一部改正について  
(通達)

特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付要綱に係る事務処理要領については、「特殊詐欺電話撃退装置購入費補助金交付要綱に係る事務処理要領の一部改正について(通達)」(令和4年4月15日付け宮本生企第765号)により運用してきたところであるが、この度、事務処理要領を別添のとおり一部改正したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 補助金の交付決定において必要な現地調査等の方法を改めた。
- (2) 文言の整理等所要の整備を行った。

2 施行期日

令和5年4月1日

## 別添

### 特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付要綱に係る事務処理要領

#### 第1 趣旨

この要領は、「特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付要綱の一部改正について（通達）」（令和4年4月15日付け宮本生企第764号。以下「要綱」という。）に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 補助金交付決定等の事務処理要領

##### 1 補助金交付申請の受理

生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）は、要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）から、要綱別記様式第1号の特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付申請兼実績報告書（以下「申請書」という。）の提出（以下「申請」という。）があったときは、申請を受理し、申請等管理簿（別記様式第1号）に記録するものとする。ただし、申請書の記載事項に不備があるとき、必要な書類が添付されていないときその他要綱に定められた形式上の要件に適合していないときには、これを受理せず、申請者に対し必要な訂正又は追加提出を求めること。

なお、申請受理後、申請に不備が判明したときは、申請者に対して速やかに必要な補正又は書類の提出を求めること。

##### 2 書類の審査及び現地調査等の実施

(1) 生活安全企画課長は、申請を受理したときは、速やかに要綱2から4の規定による特殊詐欺電話撃退装置等（以下「撃退装置等」という。）、補助対象者及び補助対象経費の要件等について、申請書の審査（以下「書類審査」という。）を実施し、その結果を書類審査票（別記様式第2号）に記録すること。ただし、要綱2の規定による撃退装置等の要件については、申請書のほか、当該撃退装置等に係るカタログ、取扱説明書等により調査すること。

なお、要綱3-③の審査は、申請者の住所地を管轄する警察署に照会するとともに、国、県その他の団体（以下「自治体等」という。）が撃退装置等を貸し出す事業を実施しているときは、補助金交付決定に関する調査について（照会）（別記様式第3号）により照会し、補助金交付決定に関する調査について（回答）（別記様式第4号）により回答を受けること。

(2) 生活安全企画課長は、書類審査の結果、いずれの要件にも適合すると認めるときには、要綱7-①の規定による現地調査等を行うこと。

現地調査等は、申請者の住所に設置された固定電話機に架電して補助対象機器の警告メッセージを確認する方法、申請者の住所に赴いて補助対象機器を確認する方法等、申請者の住所に補助対象機器が設置されていることを確認できる方法により行うものとし、その結果を現地調査実施結果票（別記様式第5号）に記録するとともに、申請等管理簿に現地調査等実施日を記録すること。

(3) 生活安全企画課長は、申請者の住所地の属する自治体等が、特殊詐欺電話撃退装

置等の購入費に対する補助金交付事業を実施しているときは、当該自治体等に対し、補助金交付額の確定に関する調査について（照会）（別記様式第6号）により、申請者等による当該事業に係る補助金交付申請の有無等について照会の上、補助金交付額の確定に関する調査について（回答）（別記様式第7号）により回答を受けること。

### 3 補助金の交付決定及び額の確定

生活安全企画課長は、書類審査及び現地調査等の結果に基づき、補助金交付の可否決定に資する意見について、審査結果報告書（別記様式第8号）に当該審査等に係る書類審査票その他の書面を添えて、総務部会計課長（以下「会計課長」という。）に報告すること。

生活安全企画課長は、補助金の交付を決定すべきと認めた申請について、宮城県総務部財政課長と合議し、補助金の交付の決定及び補助金の額を確定すること。

生活安全企画課長は、当該補助金の交付が決定し、及び補助金の額が確定したとき（以下「交付決定等」という。）は、申請者に対し、速やかに要綱別記様式第2号の特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付決定兼補助金額確定通知書により通知するとともに、交付決定等した日を申請等管理簿に記録すること。

生活安全企画課長は、当該交付決定等に係る関係書類を会計課長に送付するとともに、会計課長から当該補助金交付の日を確認し、申請等管理簿に記録すること。

生活安全企画課長は、審査の結果、補助金を交付しないことが決定したときは、申請者に対し、速やかに要綱別記様式第3号の特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金不交付通知書により通知すること。

### 第3 補助金交付後の聞き取り調査等の実施

生活安全企画課長は、要綱に基づく補助金の交付が決定した者（以下「交付決定者」という。）に対し、当該補助金交付決定を通知した日からおおむね1か月を経過したときに、郵送、電話等により聞き取り調査票（別記様式第9号）の質問項目に基づいた聞き取り調査（以下「聞き取り調査」という。）を実施し、その結果を同調査票に記録すること。

### 第4 調査等の委託

生活安全企画課長は、要綱8の規定により、現地調査等及び聞き取り調査の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、申請者等連絡票（別記様式第10号）により、要綱8-(2)に規定する申請者の情報を通知すること。

また、生活安全企画課長は、受託者に対し、交付決定者に係る補助金交付決定を通知した日を連絡すること。

さらに、生活安全企画課長は、受託者に対し、要綱7-(1)の現地調査等に従事しようとする者（以下「従事者」という。）に身分証明書（別記様式第11号）を交付し、従事者が現地調査等を行うときは必ず同証明書を携帯させること。

なお、その他受託者に委託する業務の仕様については、別に定める。

### 第5 補助金交付取消し等の実施

生活安全企画課長は、交付決定者が、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第16条第1項又は要綱9の規定に該当すると認めたときは、総務部長に対しそ

の理由を付した書面にて報告すること。

生活安全企画課長は、交付決定者の交付決定を取り消すことを決定したときは、交付決定者に対し、速やかに補助金交付決定取消通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。

別記様式第1号「申請等管理簿」、同様式第2号「書類審査票」、同様式第3号「補助金交付決定に関する調査について（照会）」、同様式第4号「補助金交付決定に関する調査について（回答）」、同様式第5号「現地調査等実施結果票」、同様式第6号「補助金交付額の確定に関する調査について（照会）」、同様式第7号「補助金交付額の確定に関する調査について（回答）」、同様式第8号「審査結果報告書」、同様式第9号「聞き取り調査票」、同様式第10号「申請者等連絡票」、同様式第11号「身分証明書」及び同様式第12号「補助金交付決定取消通知書」略